

令和8年3月定例会議会

令和8年3月24日

# 総務教育常任委員会 資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第40号	財産の貸付けについて	教育総務課	2
議案第22号	長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	幼児課	5
議案第23号	長浜市保育士等修学資金貸付条例の制定について	幼児課	9

教育委員会事務局

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第40号
所管局・課	教育総務課

## 財産の貸付けについて

### 1 貸付けの理由

旧上草野小学校（野瀬町704番地2）については、事業提案型の公募で選定された株式会社日本水泳振興会に平成28年4月1日から10年間の無償貸付けを行い、施設の利活用を図ってきました。

このたび、当該貸付期間の満了に伴い、契約更新の申出があり、引き続き10年間の無償貸付けを行うことで、地域の活性化や交流人口の創出を図ります。

### 2 財産の概要

#### (1) 土地

所在・地番	長浜市野瀬町字正ヶ谷671番外141筆
地目	学校用地、畑、宅地、他
地積	20,395.66㎡

#### (2) 建物及びその他施設

名称	所在	構造	面積
校舎 (昭和61年建)	長浜市野瀬町字正ヶ谷 724番地外	鉄筋コンクリート造 3階建	2,360.00㎡
屋内運動場 (昭和56年建)	長浜市野瀬町字正ヶ谷 678番地外	鉄筋コンクリート造 平屋建	722.00㎡
プール附属室 (昭和43年建) (平成15年建)	長浜市郷野町字西畑 453番地4外	鉄骨造 平屋建	39.00㎡
大プール (昭和43年造)	長浜市郷野町字西畑 453番地4外	鉄筋コンクリート造	305.00㎡
小プール (昭和43年造)	長浜市郷野町字西畑 453番地4外	鉄筋コンクリート造	100.00㎡
(1)土地及び(2)建物の従物等、敷地内に存在する動産を含む。ただし、グラウンドに設置されている防災倉庫は除く。			

### 3 無償貸付けの相手方

東京都中野区東中野3丁目18番12号

株式会社日本水泳振興会 代表取締役 坂元 要

4 無償貸付けの期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

5 今日までの利活用状況

〈施設の名称〉

あざいカルチャー&スポーツビレッジ

〈利活用状況〉

①宿泊合宿施設としての利用

・各種スポーツ団体、吹奏楽・趣味のサークル等文化活動団体の宿泊研修施設

②スポーツ交流施設としての利用

・天然芝グラウンド、体育館、プール、トレーニングルーム等スポーツ施設の管理運営

③地域の拠点としての利用

・貸し教室、地域の憩いの場の提供、健康づくり教室の開催、地域防災拠点としての準備

〈利用人数〉

単位：年度／人

H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
14,426	9,734	8,394	10,097	15,294	15,396	17,244	11,425

6 経過・今後のスケジュール

年 月 日	内 容
平成 26 年 3 月 31 日	上草野小学校閉校
平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	無償貸付け（10 年間）
平成 28 年 10 月 15 日	あざいカルチャー&スポーツビレッジ開業
令和 7 年 9 月 30 日	契約更新の申出
令和 7 年 12 月 24 日	市有財産使用貸借（無償貸付）仮契約締結
令和 8 年 2 月 18 日	教育委員会定例会において、無償貸付けすることを同意
令和 8 年 4 月 1 日～	無償貸付け開始（10 年間）

7 貸付け物件位置図

所在地 長浜市野瀬町・郷野町地先



所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第22号
所管局・課	幼児課

## 長浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1 制定の趣旨

令和8年度から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、乳児等のための支援給付の対象となる「特定乳児等通園支援事業」を行う事業者（特定乳児等通園支援事業者）が従うべき「特定乳児等通園支援の運営に関する基準」を条例で定めるものです。

### 2 内容

特定乳児等通園支援事業の運営に関する本市の基準を定めるもの。

本市の基準については、「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」に定めるとおりとします。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の概要

※色付きの条項は、「従うべき基準」

項目	内容
第1章 総則	
趣旨 (第1条)	特定乳児等通園支援事業の基準
一般原則 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが健やかに成長するための適切な環境の確保</li> <li>・子どもの意志及び人格の尊重</li> <li>・地域、家庭との結びつき及び福祉サービス提供者等との密接な連携</li> <li>・虐待の防止、職員の研修</li> </ul>
第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準	
利用定員 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たりの利用定員を定めること</li> <li>・開所日時等を考慮して1月当たりの利用定員を定めること。</li> </ul>
運営	(1)面談の実施(第4条)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援利用の申込みを受けた後、最初に支援を提供する際には、保護者との面談を行うこと。</li> <li>・面談時、運営規程の概要、職員の体制、支払を受ける費用などの重要事項を記載した文書を交付し説明したうえで、同意を得ること。</li> </ul>
	(2)応諾義務(第5条)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないこと。</li> </ul>
	(3)あっせん等に対する協力(第6条)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行うあっせん、調整、要請にできる限り協力すること。</li> </ul>

運営	(4)乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、支給認定申請の援助(第7条・第8条) ・最初に支援を提供するに当たり、乳児等支援支給認定証の確認(有効期間等)を行うこと。 ・支給認定申請が行われていない場合には、申込の意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助すること。
	(5)心身の状況把握(第9条) ・子ども及びその保護者の心身の状況や養育環境などの把握に努めること。
	(6)特定教育・保育施設等との連携(第10条) ・特定教育・保育施設等(保育所、認定こども園等)との密接な連携に努めること。
	(7)特定乳児等通園支援の提供の記録(第11条) ・提供した日時、時間、支援の内容等を記録すること。
	(8)利用者負担額等の受領(第12条) ・保護者から、利用者負担の支払を受けることができること。 ・保護者から、日用品、行事への参加費、食事に要する費用などの実費徴収を受けることができること。 ・保護者に金銭の支払を求める際は、あらかじめ、その用途、額、理由を書面により明らかにし、文書による同意を得ること(日用品等の実費については文書による同意を要しない)。 ・保護者から金銭の支払を受けた場合には領収証を交付すること。
	(9)給付額等の通知(第13条) ・事業者は、法定代理受領した乳児等支援給付費の額を保護者へ通知すること。 ・法定代理受領を行わない場合には、保護者に対して、提供した支援の内容、利用時間、費用の額等を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を交付すること。
	(10)支援の取扱方針(第14条) ・保育所保育指針に準じて、個々の子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、支援の提供を行うこと。
	(11)評価(第15条) ・内部評価と外部評価を行い、結果を公表し、改善を図ること。
	(12)相談、援助(第16条) ・子どもとその保護者の相談に応じ、必要な助言・援助を行うこと。
	(13)緊急時対応(第17条) ・子どもの体調が急変した場合等には、速やかに保護者や医療機関等へ連絡すること。
	(14)市への通知(第18条) ・子どもの保護者が不正行為等により給付を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して市へ通知すること。
	(15)運営規程(第19条) ・①特定乳児等通園支援事業の目的・運営方針、②提供する支援内容、③職員の職種・人数・職務内容、④支援の提供日・時間、休業日、⑤利用者負担等の種類・支払理由・額、⑥利用定員、⑦施設利用の開始・終了に関する事項と留意事項、⑧緊急時の対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止措置、⑪その他重要事項を定めること。
	(16)勤務体制の確保(第20条) ・適切な支援を提供可能な勤務体制を定めること。 ・支援は、当該支援を提供する事業所の職員によって提供すること(支援の提供に直接影響を及ぼさない業務を除く)。 ・職員研修の機会の確保すること。
	(17)定員遵守(第21条) ・利用定員を超えて支援を提供してはならないこと。

運営	(18) 掲示(第 22 条) ・ 運営規程の概要等を、施設の見やすい場所に掲示する、又はインターネット等により閲覧に供すること。
	(19) 平等な取扱い(第 23 条) ・ 子どもの国籍等により、差別的な取扱いをしてはならない
	(20) 虐待禁止(第 24 条) ・ 子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない
	(21) 秘密保持(第 25 条) ・ 事業所の管理者・職員（退職者含む）は業務上知り得た子どもやその家族の秘密を漏らしてはならないこと。 ・ 関係機関へ情報提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。
	(22) 情報提供(第 26 条) ・ 事業者が提供する支援に関する情報提供を行うよう努めること。 ・ 支援内容を広告する場合には、虚偽又は誇大なものとししないこと。
	(23) 利益供与禁止(第 27 条) ・ 事業所を紹介する対償として、金品等の利益を供与・收受をしてはならないこと。
	(24) 苦情解決(第 28 条) ・ 苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録すること。 ・ 苦情について市が行う検査、調査に協力すること。また、市の指導助言に従い改善し、その内容を市に報告すること。
	(25) 地域との連携(第 29 条) ・ 地域住民等との連携・協力を行うなど、地域との交流に努めること。
	(26) 事故発生防止、発生時の対応（第 30 条） ・ 事故防止のため、①指針の整備、②事故発生に対する改善策の職員への周知徹底、③事故発生防止の委員会及び職員への研修を定期的で開催する、などの措置を講じること。 ・ 事故発生時には必要な措置（家族・市への速やかな報告、記録、損害賠償）を講じること。
	(27) 会計区分（第 31 条） ・ 特定乳児等通園支援事業の会計とその他の会計を区分すること。
(28) 記録の整備（第 32 条） ・ 教育・保育の提供に関する記録を整備し、5 年間保存すること。	
第 3 章 雑則	
	(29) 電子データによる対応（第 33 条） ・ 記録、作成、保存すべき書面は、電子データとして保存することで代えることができること。 ・ あらかじめ保護者の承諾を得た場合、書面の交付、提出に代えて電子データによる交付、提出等を行うことができること。

5 長浜市での実施概要（令和 8 年度）

項目	内容	
対 象	0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児	
利用可能時間	子ども一人当たり月 10 時間を上限	
事業実施場所 及び定員	六荘認定こども園	2 人
	びわ認定こども園	2 人
	にしあざい認定こども園	1 人
事業内容	<p>①利用方式：柔軟利用</p> <p>②実施方式：一般型（専用室独立実施型） 一時預かり事業と一体的に実施</p> <p>③開設日：月～金</p> <p>④実施時間：9 時～16 時</p> <p>⑤給食提供の有無：希望者に提供（実費負担）</p> <p>⑥キャンセルポリシー：キャンセル料は徴収しない。 無断キャンセルの場合は利用可能時間から減算する。</p> <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回利用前に園と保護者で事前面談を行う。</li> <li>・支援計画や記録の作成</li> </ul>	
設置基準及び 職員の配置	国の基準のとおり	
保護者負担 (利用料)	子ども 1 人 1 時間当たり	
	長浜市保育料徴収規則別表の A 階層に属する世帯	0 円
	B 階層又は C 階層に属する世帯	100 円
	D 階層に属する世帯	300 円
	給食費 1 人 1 食当たり 360 円（希望者）	
給付額 (公定価格)	子ども 1 人 1 時間当たり 0 歳児：1,700 円    1・2 歳児：1,400 円	
財源	乳児等支援給付交付金 国 3/4    県 1/8    市 1/8	

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第23号
所管局・課	幼児課

## 長浜市保育士等修学資金貸付条例の制定について

### 1 制定の趣旨

保育人材の確保及び待機児童の解消を目的として、令和8年度から長浜市保育士修学支援金制度を実施するにあたり、修学支援金の貸付条件、返還方法及び返還免除の要件等について条例で定めるものです。

### 2 内容

条例で定める貸付の条件は、以下のとおりです。

対象者	保育士養成施設に在学する者であって、卒業後、速やかに市内に居住し、市内の保育所等において常勤の保育士等として従事する意思のあるもの
貸付人数	予算の範囲
貸付期間	原則2年間 修学期間が2年を超える場合は、正規の修学期間まで
貸付金額	年額100万円以内（貸付総額200万円上限）
貸付利息	無利息（返還となった場合の遅延利息は徴収）
連帯保証人	1名
返還期間	返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年以内
返還免除	保育士養成施設を卒業後、3年間市内の保育所等で保育士等として従事することにより、全額返還免除
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保育士等の養成を目的とする貸付制度との併給は不可</li> <li>・予算を上回る額の申込みがあった場合は、あらかじめ定めた基準に基づき審査し、採用者を決定します。</li> </ul>

### 3 施行期日

令和8年4月1日